

(様式第1号)

令和3年度第1回 芦屋市自立支援協議会 会議録

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------------------------|--------|--------|--------|-------|--|--|--|--|
| 日時 | 令和3年7月28日 水曜日 午後1時30分～午後3時00分 | | | | | | | | |
| 場所 | オンライン | | | | | | | | |
| 出席者 | 会長 | 木下 隆志 | | | | | | | |
| | 副会長 | 三芳 学 | | | | | | | |
| | 委員 | 河井 悦子 | 川畑 香 | 山田 映井子 | 関村 英喜 | | | | |
| | | 田淵 雅樹 | 藤川 喜正 | 大浦 由美 | 松本 有容 | | | | |
| | | 能瀬 仁美 | 朝倉 己作 | 齊藤 登 | 岡本 直子 | | | | |
| | | 加納 多恵子 | 谷 仁 | 古結 香南 | 津田 美穂 | | | | |
| | | 齋藤 正樹 | 福田 晶子 | 中山 裕雅 | | | | | |
| | 欠席委員 | 仲西 博子 | 小谷 真美 | | | | | | |
| | オブザーバー | 中野 美智子 | | | | | | | |
| | 事務局 | 柏原 由紀 | 鈴木 達哉 | 長谷 啓弘 | 馮 翔実 | | | | |
| | 関係課 | 地域福祉課 | 山川 尚佳 | 安達 昌宏 | 吉川 里香 | | | | |
| | | 子育て推進課 | 小川 智瑞子 | | | | | | |
| 事務局 | 障がい福祉課 | | | | | | | | |
| 会議の公開 | ■ 公開 | | | | | | | | |
| 傍聴者数 | 0 人 | | | | | | | | |

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で23人中21人の委員の出席により成立

(2) 委員委嘱

(3) 部長挨拶

(4) 委員及び事務局の紹介資料1

(5) 会長、副会長の選出資料2

(6) 議事

①令和2年度相談支援事業実績報告及び令和3年度実施計画について

資料3-1, 資料3-2

②令和3年度基幹相談支援センター実施計画について資料4

③実務者会及び専門部会活動報告について資料5

④日中サービス支援型共同生活援助に関する本協議会への報告・評価について

資料6-1, 資料6-2

⑤障がい福祉サービスガイドライン検討部会の設置について資料7

⑥その他

(7) 閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市自立支援協議会委員名簿

資料2 芦屋市自立支援協議会設置要綱

資料3-1 令和2年度障がい者相談支援事業所報告

資料3-2 令和2年度相談支援事業報告及び令和3年度実施計画

資料4 2021年度(令和3年度)芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業計画

資料5 令和3年度芦屋市自立支援協議会実務者会について

令和3年度芦屋市自立支援協議会専門部会について

資料6-1 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設

(日中サービス支援型)

資料6-2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業計画シート

資料7 障がい福祉サービス支給ガイドラインの作成及び検討部会の設置について

3 審議経過

(1) 令和2年度相談支援事業実績報告及び令和3年度実施計画について

相談支援事業所の各相談員より「令和2年度相談支援事業報告及び令和3年度実施計画」について説明、続けて大浦委員より、「障がい者就労支援事業における令和2年度相談支援事業実績報告及び令和3年度実施計画」について説明

(木下会長)

ありがとうございます。相談支援事業所は、今回初めて自立支援協議会に参加されている方には少し分かりにくいかもしれませんが、高齢者でいうとケアマネジャーさんの存在でして、サービス調整を軸に相談業務を行っていただいています。そこでの課題等を抽出して今回報告をしていただいている次第です。

次の、基幹相談の実施計画についての報告までしていただいて、相談業務について一括してご質問をお受けしたいと思いますので、先に、令和3年度基幹相談支援センター実施計画についての御報告をお願いいたします。

(2) 令和3年度基幹相談支援センター実施計画について

基幹相談支援センター相談員より「令和3年度基幹相談支援センター実施計画について」説明

(木下会長)

ありがとうございました。基幹相談支援センターは、市内相談支援事業所のスーパーバイズ、人材育成のための研修、困難事例の対応ということをしていただいています、その全体の動きについて説明していただきました。

皆さん、この中で何か質問等ありますでしょうか。なかなかZoomだと発言しにくいかもしれませんが、何かありましたらぜひどうぞ。

ちなみに、私から1点お聞きしたいのは、一般相談における相談の中で発達障がいに関する相談が非常に多いということ、また、高次脳機能障がいの方が多くなっているという話があったかと思いますが、発達障がいの部分で言いますと、おそらくひょうご発達障害者支援センタークローバーとの連携があると思います。今関わりがあるかどうか分かりませんが、河井委員、発達障がいに関する相談が多くなっているという傾向はありますか。

(河井委員)

平成17年に発達障害者支援法が施行されていますが、それ以降ずっと発達障がいの件数はうなぎ登りです。これは令和2年度に限った傾向ではなく、ずっと増加傾向にあるかと思えます。

(木下会長)

ありがとうございます。児童の相談件数が減少しているというのは何か要因はありますか。

(津田委員)

単純に窓口で受けている相談件数が減っているというところですので、おそらくニーズが減っているというよりも、コロナ禍ということもあり外に出たくないというところで計画相談も減っているという印象です。

(木下会長)

コロナの影響ということですね。同じく就労関係から、コロナ禍の影響で少し課題が見えてきたといった報告もありましたが、障がいのある人に限らず就労全般はいかがでしょうか。今日は西宮公共職業安定所の関村委員に参加していただいておりますが、何かコロナの影響で変わってきているという実感はありますか。

(関村委員)

コロナにより緊急事態宣言等が何回も発出されております。その関係でこちらのほうもできるだけ来所を止めているという状況もありますので、明らかに相談件数というのは減っています。

(木下会長)

ありがとうございます。今、ワクチン接種率が進んでいっているとはいえ、やはりコロナ禍の影響というのはもう少し続くと思います。既に第5波が来ているのではないかと、ということも言われていますが、今後も感染者は増えていく、その中で病床使用率、重症化率や死亡率という物差しも、今後変わっていくことになると思います。もうコロナありきでどういった支援ができるのか、ということを実際に検討していく時期に入っているのかなと思いました。

(朝倉委員)

障がい者相談支援事業の報告の中で、障がい福祉サービスを利用するまでに時間がかかる、市内事業所においては3か月待ちという場合もあるという話でしたが原因は何ですか。

(津田委員)

各相談支援事業所では、抱えている計画相談の件数とそれを担当している相談員の数が違いますので一概には言えませんが、原因としては、やはりマンパワー的な部分になりますが、新規の依頼が来ても、計画相談員がそこに手が回らない状況も発生しておりますので、3か月ほどお待ちいただくパターンが昨年度は多かったと思っております。

(朝倉委員)

もう少し詳しく説明していただけますか。

(三芳副会長)

すみません、少し補足させていただきます。今、津田委員から説明していただきましたが、サービスを利用するということになれば、プランの作成が必要になってきます。そのプランをつくる計画相談員が現在、芦屋市内では少し不足をしている状況にあります。先ほどの待機期間としては、1番長くて3か月以上かかるということもありますが、緊急性があるとなれば、できる限り早く対応できる事業所をお願いをしていくとか、市内の相談支援事業所の手が回っていなければ他市の事業所にも声をかけていますので、必ずしも全てが3か月以上かかっているというわけではございません。

(朝倉委員)

そうしますと、要するに市内の相談支援事業所の数が足りていないために、こういうことが起こっているということですか。

(三芳副会長)

市内の相談支援事業所数自体が少ないということと、それぞれの事業所にいる計画相談員の人数が少ないという2つの理由でプラン作成に少し時間がかかっています。

(朝倉委員)

育成会の会員の中には、計画相談を受けていない人が何人もいます。私からは、将来のことを考えたら絶対に計画相談員と繋がっている方がいいということを会員には伝えていきますので、もし利用する方がさらに増えてくるとなると、事業所的にはさらに回らなくなる可能性が出てきます。自立支援協議会としては、計画相談員を今よりも増やしていかなければならないとお考えなのでしょうか。

(木下会長)

行政から回答できますか。

(事務局 長谷)

私から答えさせていただきます。芦屋市としても実際に障がい福祉サービスを利用するまでに待ち時間が一定期間あるということについては課題であると認識しています。とはいえ、各相談支援事業所における計画相談員の確保については、結局のところ各相談支援事業所を運営されている法人の考え方に委ねられる、というのが現状です。人材確保について芦屋市として何かしらの手立てができれば一番いいと思いますが、今のところそういった施策を実施できていません。

ただ、サービスを使うまでに一定の待機期間があるということは、利用者の方にとってはすぐ使いたいと思っているサービスがすぐには使えない状況になります。そのような環境は望ましいとは思っておりませんので、引き続き、どういうふうな形で対応することができるのか、他市の状況も参考にしながら芦屋市としても考えていきたいなと思っております。

(木下会長)

結構これは大きな課題でして、結局のところサービスの需要の高まりと計画相談員の供給の問題になります。はっきり言いまして相談支援事業所は投資する人件費の割には収入があまりない、利益が出ないので新規参入が難しい。だから事業所も増えません。サービスを利用するには計画相談を入れないと利用できません。サービスを利用したい人は増えている一方で相談支援事業所の体制は変わっていません。つまり、今現在ある相談支援事業所で抱える件数がどんどん増えていって待機期間が発生するという少し構造的な問題になっています。これは、芦屋市だけではなく、どの市においてもこの問題はあります。

今回、発達障がいに関する相談が増えているという課題、今、朝倉委員が提案して下さった課題だけではなく、他にも短期入所が足りない、重度のグループホームが足りない、生活介護がない、発達検査ができないといった課題も出されています。これらすべてが今、需要と供給のバランスがかなり悪くて、使いたいのに使えないという状況があるということです。

この課題については、おそらくここで議論をして解決できることではない可能性が高いので、今後何らかの機会を取って話を深めたいと思います。

他に質問がなければ次の議事に移ります。自立支援協議会では、先ほどのような根本的な課題も含め、地域の課題を実務者会というところで課題抽出をしていただいて、専門部会というところで1年、2年かけて解決をしていくという活動をしています。その実務者会と専門部会からの報告をお願いいたします。

(3) 実務者会及び専門部会活動報告について

基幹相談支援センター相談員より「実務者会」の活動報告及び河井委員より「専門部会」の活動報告について説明

(木下会長)

ありがとうございます。皆さん、ご質問はいかがでしょうか。実務者会の副部会長をしていただいている能瀬委員、参画していただいて何か感想などありませんでしょうか。

(能瀬委員)

昨年度の実務者会とは形を変えて、今年度は座談会をしましょうということで考えているのですが、座談会を実施することがまだ広まっていないというか、知っていただいている方が少ないのか、参加者数が振るわないので、もう少し知っていただきたいなと思っています。ただ、手法を変えたばかりですので、やっていくうちに広まっていくのかなとも思っています。

(木下会長)

ありがとうございます。自立支援協議会のこの課題抽出の中核がこの実務者会になりますので、今後ともよろしく願いいたします。専門部会は、このコロナ禍においてかなり活動が制約される中で、動画を作成をしていただきました。時間があれば前回同様、その動画をお見せできれば、こんなに熱心に活動していただいたということを知っていただけたらと思うのですが、今日は河井委員からの口頭での報告のみという形にさせていただきます。ぜひ、動画については後日見ていただければと思いますので、よろしく願いします。

(4) 日中サービス支援型共同生活援助に関する本協議会への報告・評価について

事務局より、日中サービス支援型共同生活援助の概要について説明

グループホーム咲楽 瀧中氏より日中サービス支援型指定共同生活援助事業計画について説明

(木下会長)

説明ありがとうございます。従来のグループホームは夜間の支援が基本で、日中活動については、グループホームから就労などの事業所に通所し、夕方グループホームに戻ってくるという形ですが、今回説明のありました日中サービス支援型というのは、重度障がいのある人や高齢の方というのは体調不良などにより日中通所できないことがある、そういった場合に自分が居住しているグループホームで日中も支援していただくというようなサービスだと理解をしています。

この日中サービス支援型の類型でグループホームを運営する場合は、自立支援協議会の場において年に1度活動状況を報告していただくとともに、活動状況について評価・助言を行うということが定められています。そのような経緯もあり本日説明していただいた次第です。運営をされておられます山の子会は地域生活支援拠点の役割も担っていますので、それも含めて何かこういうことに期待するとか、ご意見がありましたら言っていただきたいと思います。

(津田委員)

すみません、意見といいますか質問なのですが、日中サービス支援型のグループホームは短期入所が併設されていることが条件となっています。説明の中で短期入所については空床利用型という話がありましたが、今全体で10床ある内の8床がグループホームで埋まっている、残りあと2床分がグループホームで埋まってしまうと、短期入所はもう使えなくなるということでしょうか。

(グループホーム咲楽 瀧中氏)

現状で言いますと短期入所は空床利用型で指定申請をしています。2名分については短期入所として使えるように空けておきますので、その辺は心配なさらなくてもいいと考えています。

(津田委員)

2床は空けておくということは、すでにグループホームは満床と考えていいのかということと、もう1点質問したいのが、今後重度障がいのある人を受け入れるというところについては行動障がいの研修等を受講されているので対応可能だという説明がありました。以前、行動障がいのある人を受け入れることは難しいということでお断りされたことがありますが、今は対応できるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(グループホーム咲楽 瀧中氏)

まず2床分空けるということについては、グループホームについては今の8名で満床という形で認識していただいていると思います。

次に行動障がいのある人の受け入れについてですが、たしかに以前対応することが難しいということで短期入所の利用をお断りしたことはありました。その方を受け入れることで、グループホームの利用者が不安定になる可能性があったということが1番の理由です。ご指摘の件につきましては、グループホーム利用者の安全・安定を確保することを優先に考えた結果ということでご理解いただければと思います。

(事務局 長谷)

行政より補足させていただきますと、グループホームの定員としては10名ですが、市との協議の中で、2名分については短期入所分として利用できるようにお願いしているところです。

また、今回日中サービス支援型に切替えるという話ですが、元々日中にもグループホームには支援員の方がおられ、体制的には今でも日中サービス支援型を適用できる状況にありましたが、やはり切替える上では事前に自立支援協議会で説明していただいた方がいいと考え今回の場を設けた次第です。

現在グループホームには8名の方が居住されておられますし、先ほどのご説明の中にもありましており8名で満床という状況になっています。つまり、今回切替えをしたとしても、新たに誰かを受け入れることができるのかということではなく、この8名の方については引き続き利用していただくこととなります。今後空きが出た場合に、重度の方であったり、高齢の方を受け入れていただくというイメージを持っていただければいいと思います。

(朝倉委員)

今の話の続きになりますが、私が以前山の子会さんから説明を受けたのは、グループホームについてはいつまでも利用するということではできなくて、あくまでも自立できる、1人暮らしができるようになるまでが基本だと聞いていました。グループホームで自立した生活を目指して訓練をして、実際に自立ができれば素晴らしいなと思っています。そういった話をお聞きした際に、私から一度提案をしたのですが、山の子会さんが運営されている高浜町ライフサポートステーションの隣に市営住宅があります。例えば、その市営住宅の一角を障がいのある人の枠として確保し、グループホームから自立した人が住み、自立をした後も高浜町ライフサポートステーションから支援を受けられるようにする、そのような展開ができるのではないだろうかと思っています。以前市に対して、市営住宅を障がい者枠ということで幾つかキープすることができないかと質問をしたのですが、それはできないという結論でした。将来的には市営住宅も空きが出てくるでしょうから、総合的

に考えて何かいい方法で利活用できないかなと思います。

(木下会長)

ありがとうございます。もしよろしければ先ほどのご提案も参考にさせていただいて、今後戦略の一つに入れていただければと思います。

(5) 障がい福祉サービスガイドライン検討部会の設置について

事務局より、障がい福祉サービスガイドライン検討部会の設置（案）について説明

(木下会長)

説明ありがとうございます。これは、障がい福祉サービスの給付に関するガイドラインを作成するという事で、作成されますとおそらく当事者の方も事業所の方も影響が出ることになります。ガイドラインについては今年度中に完成をして来年度から実施できるようにということで、来月には検討部会が立ち上げられて9月以降毎月開催というスケジュールになります。ただ、会を重ね、いろんな意見をもとにそれぞれのサービスごとに標準的な利用時間ということで明確な数値が設定されていくことになります。ガイドラインが完成された後に、こんなはずではなかったのというようなこともあり得るかもしれませんので、かなり丁寧な説明と、この検討部会の動向には注視していただきたいと思います。良くも悪くもやはり財源の抑制の話と適正なサービス支給という観点の話し合いになりますので、この部会に参画される方も参画されない方も注視していただければありがたいです。また事務局から今後いろいろ情報発信があるかと思いますが、よろしく願います。何かご質問ありますでしょうか。

では、質問がなさそうですので、一旦これで終わって、事務局のほうにお返しいたします。

(6) その他

事務局より、その他について説明

(事務局 柏原)

まるっと説明会や障がい児・者作品展などイベントを継続して開催をさせていただくに当たりましては、やはりコロナ禍でありますので、今までと同じような形で行うことが難しい状況にあります。まるっと説明会については前回大変反響がありまして、多くの方に来ていただきましたが、今年度はコロナで中止ということになりました。ただ、時間をかけて準備をしてきたということもあり、何かしらの形で実施できないかということで、今回はWebでの開催というふうにさせていただいております。チラシをご確認いただきまして、動画の配信等見ていただきましたらと思います。

また、先ほど専門部会の報告の中で説明されていましたが、「障がい者施設巡りデジタルスタンプラリー」につきましては、本当に多くの方にご尽力いただきまして、合計15か所の事業所に参加していただいております。今週からスタートしております。今週は市民活動センターが授産品の引き換え場所に、来週が福祉センターになっております。多くの方々にご覧いただければと思いますので、よろしく願います。

最後になりますが、この自立支援協議会につきましては、年3回の実施を予定しております。次回は12月を予定しております。まだ少し先のことになりますので、日程等は

これからになりますが、また近くになりましたらご案内のほうを差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

(木下会長)

それでは最後に三芳副会長、一言締めていただいてよろしいですか。

(三芳副会長)

皆様、お疲れ様でした。今日は報告が多い会議になったかなと思います。その報告の中では、コロナ禍の影響という言葉が幾つも出てきたと感じました。今後はコロナありきで支援を考えていかなければなりませんので、相談員の皆さんや事業所においては、柔軟な発想がどんどん求められてくるのかなと思います。その一方で、コロナによる変化に対応できない方がいないかどうか、取り残されていないかどうか、というところもきちんと確認していかないといけないなと感じました。また次回にでも、そういったところのご意見もいただければなと思っております。今日はどうもありがとうございました。

(木下会長)

ありがとうございました。では、以上をもちまして、自立支援協議会全体会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

以 上